

議案第 2 号

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する
条例を制定するについて

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

成田市長 小 泉 一 成

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する
条例

目次

第1章 関係条例の一部改正（第1条―第8条）

第2章 経過措置

第1節 通則（第9条・第10条）

第2節 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に伴
う経過措置（第11条）

附則

第1章 関係条例の一部改正

（成田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第1条 成田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第10号）
の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
の一部改正）

第2条 個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例（令和4年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（成田市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正）

第3条 成田市情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成17年条例第54
号）の一部を次のように改正する。

第16条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（成田市行政不服審査法施行条例の一部改正）

第4条 成田市行政不服審査法施行条例（平成28年条例第2号）の一部を次
のように改正する。

第12条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（一般職職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 一般職職員の給与に関する条例（昭和29年条例第23号）の一部を
次のように改正する。

第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第3
項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（成田市土地の埋立て等による土砂等の土質の規制に関する条例の一部改
正）

第6条 成田市土地の埋立て等による土砂等の土質の規制に関する条例（平成

16年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第37条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(成田市公害防止条例の一部改正)

第7条 成田市公害防止条例(昭和47年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第37条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(成田市消防団条例の一部改正)

第8条 成田市消防団条例(昭和29年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第2章 経過措置

第1節 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第9条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前、廃止前若しくは失効前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第10条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前、廃止前若しくは失効前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2節 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に伴う経過措置

(一般職職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第11条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の一般職職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。

議案第3号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するについて

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和7年2月21日提出

成田市長 小 泉 一 成

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第4号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第5号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

(成田市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 成田市情報公開及び個人情報保護審査会条例(平成17年条例第54号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

(成田市税賦課徴収条例の一部改正)

第3条 成田市税賦課徴収条例(昭和29年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第55条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第76条第2項第2号及び第103条第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第117条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(成田市都市計画税条例の一部改正)

第4条 成田市都市計画税条例(昭和31年条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第6項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 4 号

成田市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正するについて

成田市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

成田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条の4第3項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条中「会計年度任用職員」の次に「（以下「会計年度任用職員」という。）」を加える。

第18条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等（会計年度任用職員にあつては、任命権者が定める者）が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前各号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の日を改正後の第8条の4第3項に規定する時間外勤務の制限を請求する一の期間に係る初日とする同項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

議案第 5 号

一般職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて

一般職職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

成田市長 小 泉 一 成

一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職職員の給与に関する条例（昭和29年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第6項中「55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの。次項において同じ。）に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する」を「次項各号に掲げる」に改め、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給）」を削り、同条第7項中「55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員

第9条の2第1項中「309,200円」を「310,000円」に改める。

第10条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号」に改め、「（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」、「（以下「9級職員等」という。）」及び「同項第2号に該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第19条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした場合にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした場合にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第21条第2項中「から第11条まで」を削り、「第11条の3」を「第10条」に改め、同条第3項中「から第11条まで」を「第10条」に改め、同条第4項中「第10条、第11条」を「第10条」に改める。

第22条の見出し中「扶養手当」を「地域手当」に改め、同条中「扶養手当、」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1

行政職給料表										
職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	166,500	183,500	213,600	249,800	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	167,700	184,600	215,200	251,000	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	168,800	185,800	216,800	252,100	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	169,900	186,900	218,400	253,200	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	171,200	188,000	220,000	254,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	172,400	189,700	221,700	255,400	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	173,600	191,300	223,000	256,400	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	174,800	192,900	224,300	257,400	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	175,800	194,500	225,600	258,400	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	177,000	196,200	226,700	259,400	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	178,300	197,800	227,800	260,400	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	179,500	199,400	228,900	261,300	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	180,600	201,000	230,000	262,200	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	181,800	202,700	231,500	263,100	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	183,100	204,400	233,000	263,900	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	184,400	206,100	234,500	264,700	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	185,700	207,400	236,000	265,300	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	187,400	209,000	237,500	266,300	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	189,100	210,600	239,000	267,300	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	190,800	212,100	240,500	268,300	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	192,500	213,600	242,000	269,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	194,200	215,200	243,400	270,300	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	195,800	216,800	244,800	271,300	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	197,400	218,400	246,200	272,300	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	199,000	220,000	247,400	273,300	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	200,500	221,700	248,600	274,300	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	202,000	223,000	249,800	275,300	337,800	363,400	396,500	442,900	

28	203,500	224,300	251,000	276,400	339,400	365,100	397,500	443,500
29	205,000	225,600	252,100	277,400	340,900	366,500	398,600	444,200
30	206,500	226,700	253,200	278,700	342,500	367,800	399,800	445,000
31	208,000	227,800	254,300	280,000	344,100	369,000	400,900	445,400
32	209,500	228,900	255,400	281,200	345,700	370,400	402,000	446,100
33	211,000	230,000	256,400	282,500	347,400	371,500	402,700	446,600
34	212,400	231,100	257,400	283,800	349,200	372,400	403,400	447,000
35	213,800	232,200	258,400	285,000	351,000	373,400	404,100	447,400
36	215,200	233,300	259,400	286,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	216,600	234,400	260,400	287,300	354,300	375,300	405,400	448,200
38	217,700	235,400	261,300	288,500	355,700	376,200	406,000	448,600
39	218,800	236,400	262,200	289,800	357,100	377,100	406,500	449,000
40	219,900	237,300	263,100	291,100	358,500	377,900	406,900	449,300
41	220,900	238,200	263,900	292,400	360,000	378,700	407,300	449,600
42	221,800	239,100	264,700	293,400	360,800	379,500	407,500	450,000
43	222,700	239,900	265,500	294,400	361,800	380,300	407,800	450,300
44	223,600	240,700	266,300	295,500	362,800	381,000	408,100	450,600
45	224,500	241,400	267,000	296,600	363,700	381,700	408,400	450,900
46	225,300	242,000	267,800	297,800	364,800	382,400	408,700	
47	226,100	242,600	268,600	298,900	365,700	383,100	409,000	
48	226,900	243,200	269,300	300,100	366,700	383,800	409,300	
49	227,700	243,800	270,000	301,300	367,600	384,300	409,500	
50	228,400	244,400	270,800	302,600	368,300	384,900	409,800	
51	229,100	245,000	271,600	303,900	369,000	385,500	410,100	
52	229,800	245,500	272,300	305,200	369,600	386,200	410,400	
53	230,500	246,000	273,000	306,500	370,000	386,600	410,600	
54	231,100	246,400	273,800	307,800	370,600	387,200	410,900	
55	231,700	246,700	274,600	309,100	371,300	387,800	411,200	
56	232,300	247,000	275,300	310,400	372,000	388,300	411,500	
57	233,000	247,300	276,000	311,700	372,300	388,700	411,700	
58	233,500	247,600	276,700	313,000	373,000	389,300	412,000	
59	234,000	247,900	277,400	314,300	373,700	389,900	412,300	
60	234,500	248,200	278,100	315,400	374,300	390,400	412,500	
61	235,000	248,500	278,800	316,300	374,600	390,800	412,700	
62	235,400	248,800	279,500	317,600	375,100	391,300	413,000	
63	235,800	249,100	280,200	318,900	375,700	391,800	413,300	
64	236,200	249,400	280,900	320,200	376,300	392,400	413,500	
65	236,600	249,700	281,500	321,400	376,600	392,700	413,700	
66	236,900	250,000	282,200	322,700	377,200	393,100	414,000	
67	237,200	250,300	282,800	323,900	377,900	393,500	414,300	
68	237,500	250,600	283,500	325,100	378,500	393,900	414,500	
69	237,800	250,900	284,100	326,400	378,900	394,200	414,700	
70	238,100	251,200	284,800	327,500	379,400	394,500	415,000	
71	238,400	251,500	285,400	328,600	380,000	394,800	415,300	
72	238,700	251,800	286,100	329,700	380,500	395,000	415,500	
73	238,900	252,100	286,700	330,400	381,000	395,200	415,700	
74	239,200	252,400	287,400	331,300	381,600	395,500		
75	239,500	252,700	288,000	332,000	382,100	395,800		
76	239,700	253,000	288,500	332,800	382,400	396,000		
77	239,900	253,300	289,000	333,600	382,800	396,200		
78	240,200	253,600	289,600	334,000	383,300	396,500		
79	240,500	253,900	290,100	334,600	383,700	396,800		
80	240,700	254,200	290,700	335,300	384,100	397,000		
81	240,900	254,500	291,200	336,100	384,500	397,200		
82	241,200	254,800	291,700	336,800	385,000	397,500		
83	241,500	255,100	292,300	337,500	385,400	397,800		
84	241,700	255,400	292,900	338,100	385,800	398,000		
85	241,900	255,700	293,400	338,600	386,100	398,200		
86	242,200	256,000	293,900	339,200				
87	242,500	256,300	294,300	339,700				
88	242,700	256,600	294,600	340,300				
89	242,900	256,900	294,800	340,600				
90	243,200	257,200	295,100	341,100				

91	243,500	257,500	295,300	341,500					
92	243,700	257,800	295,600	341,900					
93	243,900	258,100	295,800	342,300					
94	244,200		296,000	342,800					
95	244,500		296,300	343,300					
96	244,700		296,500	343,800					
97	244,900		296,800	344,100					
98	245,200		297,100	344,500					
99	245,400		297,400	344,900					
100	245,700		297,700	345,300					
101	245,900		298,000	345,600					
102	246,100		298,300	346,000					
103	246,400		298,600	346,400					
104	246,700		299,000	346,800					
105	246,900		299,200	347,000					
106	247,200		299,400	347,400					
107	247,500		299,700	347,800					
108	247,700		300,100	348,200					
109	247,900		300,300	348,400					
110	248,200		300,600	348,800					
111	248,500		301,000	349,200					
112	248,700		301,400	349,500					
113	248,900		301,600	349,800					
114	249,200		301,900	350,200					
115	249,500		302,200	350,600					
116	249,700		302,500	351,000					
117	249,900		302,700	351,500					
118	250,200		303,000	351,900					
119	250,500		303,300	352,300					
120	250,700		303,600	352,700					
121	250,900		303,800	353,200					
122			304,200	353,600					
123			304,600	353,900					
124			304,900	354,200					
125			305,100	354,700					
126			305,300						
127			305,600						
128			306,000						
129			306,200						
130			306,400						
131			306,700						
132			307,000						
133			307,400						
134			307,600						
135			307,900						
136			308,200						
137			308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		181,800	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、医療職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100

5	300,300	410,500	462,300	570,500
6	303,800	412,700	464,100	574,800
7	307,300	414,800	465,900	578,400
8	310,700	416,900	467,700	581,400
9	314,100	419,000	469,500	584,400
10	317,600	420,500	471,300	587,400
11	321,000	422,000	473,100	590,400
12	324,400	423,500	474,900	593,400
13	327,800	424,900	476,700	596,400
14	331,300	426,400	478,500	599,400
15	334,700	427,900	480,300	602,400
16	338,100	429,300	482,100	605,400
17	341,500	430,700	483,900	608,400
18	344,600	432,200	485,800	611,400
19	347,700	433,700	487,700	614,400
20	350,800	435,100	489,600	617,400
21	354,000	436,500	491,500	620,400
22	357,100	438,000	493,200	623,400
23	360,200	439,500	495,000	626,400
24	363,200	440,900	496,800	629,400
25	366,200	442,300	498,400	632,400
26	368,500	443,700	500,200	635,400
27	370,800	445,100	502,000	
28	373,000	446,500	503,600	
29	374,900	447,900	505,000	
30	376,600	449,300	506,700	
31	378,300	450,700	508,500	
32	380,100	452,100	510,200	
33	381,900	453,500	511,700	
34	383,700	454,900	513,000	
35	385,300	456,300	514,300	
36	386,700	457,700	515,600	
37	388,100	459,100	516,600	
38	389,600	460,800	517,900	
39	391,100	462,400	519,200	
40	392,600	464,000	520,500	
41	394,100	465,600	521,500	
42	394,800	466,800	522,300	
43	395,400	468,000	523,100	
44	396,100	469,100	523,900	
45	397,000	470,100	524,800	
46	397,600	471,100	525,600	
47	398,200	472,000	526,400	
48	398,800	472,800	527,100	
49	399,400	473,500	527,900	
50	399,900	474,200	528,700	
51	400,400	474,900	529,400	
52	400,900	475,500	530,300	
53	401,400	476,200	531,200	
54	401,800	476,900	532,000	

	55	402,200	477,500	532,900	
	56	402,600	478,100	533,800	
	57	403,000	478,400	534,600	
	58	403,400	479,000	535,500	
	59	403,800	479,700	536,400	
	60	404,200	480,400	537,100	
	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第9条の2第1項の改正規定並びに次項、附則第3項及び第7項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条の2第1項の規定は、令和6年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一般職職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条

例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

- 4 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において一般職職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の条例第10条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものに対しては、支給しない」と、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある者」とあるのは

「(5) 心身に著しい障害がある者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(委任)

- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(成田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 8 成田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第18条の表中欄中「から第11条まで」を削り、「第11条の3」を「第10条」に改め、同表右欄中「、第11条」を削る。

(成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 9 成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年

条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第18条の2第1項中「及び第5条の3」及び「、成田市任期付職員の採用に関する条例(平成21年条例第5号)第4条の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第5条及び第5条の3の規定は、成田市任期付職員の採用に関する条例(平成21年条例第5号)第4条の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には、適用しない。

(令和8年3月31日までの間における企業職員に係る扶養手当に関する経過措置)

10 切替日から令和8年3月31日までの間における前項の規定による改正後の成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものに対しては、支給しない」と、同条第2項中「(5) 負傷又は疾病等で将来にわたり労務に携わることが不可能な者」とあるのは

「(5) 負傷又は疾病等で将来にわたり労務に携わることが不可能な者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)

とする。

附則別表

号給の切替表

(1) 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	3	1	1	1	1	1
2	4	1	1	1	1	1
3	5	1	1	1	1	1
4	6	1	1	1	1	1
5	12	1	1	1	1	1

6	14	1	1	1	1	1
7	15	1	1	1	1	1
8	16	1	1	1	1	1
9	17	1	1	1	1	1
10	18	2	2	1	1	1
11	19	3	3	1	1	1
12	20	4	4	1	1	1
13	21	5	5	1	1	1
14	22	6	6	2	1	1
15	23	7	7	3	1	1
16	24	8	8	4	1	1
17	25	9	9	5	1	1
18	26	10	10	6	2	1
19	27	11	11	7	3	1
20	28	12	12	8	4	1
21	29	13	13	9	5	1
22	30	14	14	10	6	1
23	31	15	15	11	7	1
24	32	16	16	12	8	2
25	33	17	17	13	9	3
26	34	18	18	14	10	3
27	35	19	19	15	11	4
28	36	20	20	16	12	5
29	37	21	21	17	13	6
30	38	22	22	18	14	6
31	39	23	23	19	15	7
32	40	24	24	20	16	9
33	41	25	25	21	17	9
34	42	26	26	22	18	9
35	43	27	27	23	19	9
36	44	28	28	24	20	9
37	45	29	29	25	21	9
38	46	30	30	26	22	9
39	47	31	31	27	23	9
40	48	32	32	28	24	9
41	49	33	33	29	25	9
42	50	34	34	30	26	9
43	51	35	35	31	27	9
44	52	36	36	32	28	9
45	53	37	37	33	29	9
46	54	38	38	34	30	9
47	55	39	39	35	31	9
48	56	40	40	36	32	9
49	57	41	41	37	33	9
50	58	42	42	38	34	9
51	59	43	43	39	35	9
52	60	44	44	40	36	9
53	61	45	45	41	37	9
54	62	46	46	42	38	9
55	63	47	47	43	39	9
56	64	48	48	44	40	9
57	65	49	49	45	41	9
58	66	50	50	46	42	9
59	67	51	51	47	43	9

60	68	52	52	48	44	9
61	69	53	53	49	45	9
62	70	54	54	50		9
63	71	55	55	51		9
64	72	56	56	52		9
65	73	57	57	53		9
66	74	58	58	54		
67	75	59	59	55		
68	76	60	60	56		
69	77	61	61	57		
70	78	62	62	58		
71	79	63	63	59		
72	80	64	64	60		
73	81	65	65	61		
74	82	66	66	62		
75	83	67	67	63		
76	84	68	68	64		
77	85	69	69	65		
78	86	70	70	66		
79	87	71	71	67		
80	88	72	72	68		
81	89	73	73	69		
82	90	74	74	70		
83	91	75	75	71		
84	92	76	76	72		
85	93	77	77	73		
86	94	78	78			
87	95	79	79			
88	96	80	80			
89	97	81	81			
90	98	82	82			
91	99	83	83			
92	100	84	84			
93	101	85	85			
94	102					
95	103					
96	104					
97	105					
98	106					
99	107					
100	108					
101	109					
102	110					
103	111					
104	112					
105	113					
106	114					
107	115					
108	116					
109	117					
110	118					
111	119					
112	120					
113	121					

114	122					
115	123					
116	124					
117	125					

(2) 医療職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3

45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	8
67	55	51	8
68	56	52	9
69	57	53	9
70	58	54	9
71	59	55	10
72	60	56	10
73	61	57	10
74	62	58	10
75	63	59	11
76	64	60	11
77	65	61	11
78	66	62	12
79	67	63	12
80	68	64	12
81	69	65	13
82	70	66	13
83	71	67	13
84	72	68	13
85	73	69	14
86	74	70	14
87	75	71	14
88	76	72	15
89	77	73	15
90	78		15
91	79		16
92	80		16
93	81		16
94	82		16
95	83		17
96	84		17
97	85		17

98			18
99			18
100			18
101			19
102			19
103			19
104			19
105			20
106			20
107			20
108			21
109			21
110			21
111			22
112			22
113			22
114			22
115			23
116			23
117			23
118			24
119			24
120			24
121			25
122			25
123			25
124			25
125			26

議案第 6 号

成田市土地開発基金条例を廃止するについて

成田市土地開発基金条例（昭和 4 5 年条例第 3 0 号）を次のように廃止する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市土地開発基金条例を廃止する条例

成田市土地開発基金条例（昭和４５年条例第３０号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 7 号

成田市手数料条例の一部を改正するについて

成田市手数料条例（平成 1 2 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市手数料条例の一部を改正する条例

成田市手数料条例（平成１２年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「別表第２０」を「別表第２１」に改める。

別表第７中建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料（確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要するエレベーター，エスカレーター又は小荷物専用昇降機（以下この表において「確認等を要する昇降機」という。）に係る部分が含まれない場合）の項を次のように改める。

建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料（確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要するエレベーター，エスカレーター又は小荷物専用昇降機（以下この表において「確認等を要する昇降機」という。）に係る部分が含まれない場合）	床面積の合計が３０平方メートル以内のもの	１件につき ９，０００円
	床面積の合計が３０平方メートルを超え１００平方メートル以内のもの	１件につき １９，０００円
	床面積の合計が１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のもの	１件につき ３３，０００円
	床面積の合計が２００平方メートルを超え３００平方メートル以内のもの	１件につき ４３，０００円
	床面積の合計が３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	１件につき ７１，０００円
	床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	１件につき １００，０００円
	床面積の合計が２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの	１件につき ２８０，０００円
	床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内のもの	１件につき ４１０，０００円
	床面積の合計が５０，０００平方メートルを超えるもの	１件につき ８００，０００円
備考		
１ 床面積の合計は，次に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ定める面積について算定する。		
(１) 建築物を建築する場合 (２) に掲げる場合及び移転す		

	る場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積 (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積) (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合((4)に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1 (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の適用を受ける場合(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号に該当する場合に限る。)の建築物に関する確認申請手数料の額は、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に、別表第12の定めるところにより算定した建築物エネルギー消費性能適合判定手数料の額を加算した額とする。
--	---

別表第7中建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の項、工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の項及び建築物(特定工程に係る建築物を除く。)に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料(確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要する昇降機に係る部分が含まれない場合)の項を次のように改める。

建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料	小荷物専用昇降機以外の建築設備(確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。)	1 基 に つ き 22,000円
	小荷物専用昇降機(確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。)	1 基 に つ き 8,000円
	確認を受けた建築設備の計画の変更を	1 基 に つ き

	して建築設備を設置する場合の小荷物専用昇降機以外の建築設備	10,000円
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合の小荷物専用昇降機	1 基 に つ き 6,000円
工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料	工作物を築造する場合（確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合を除く。）	1 基 に つ き 20,000円
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	1 基 に つ き 8,000円
建築物（特定工程に係る建築物を除く。）に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料（確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要する昇降機に係る部分が含まれない場合）	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 21,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 27,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 37,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 52,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 85,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 110,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 170,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 270,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1 件 に つ き 550,000円
	備考 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める面積について算定する。 (1) 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積	

	(2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1
--	---

別表第7中特定工程に係る建築物に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料（確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要する昇降機に係る部分が含まれない場合）の項を次のように改める。

特定工程に係る建築物に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料（確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要する昇降機に係る部分が含まれない場合）	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 19,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 25,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 34,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 50,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 82,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 100,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 160,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 260,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1 件 に つ き 540,000円
備考 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める面積について算定する。 (1) 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積 (2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1		

別表第7中建築設備に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料の項、工作物に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料の項及び建築物に関する中間検査申請手数料又は特定工程工事終了通知手数料の項を次のように改める。

建築設備に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1 基 に つ き 34,000円
	小荷物専用昇降機	1 基 に つ き 19,000円
工作物に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料		1 基 に つ き 22,000円
建築物に関する中間検査申請手数料又は特定工程工事終了通知手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計（以下この項において「床面積の合計」という。）が30平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 18,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 24,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 30,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 39,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 56,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 77,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 150,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル	1 件 に つ き 260,000円

	以内のもの	
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1 件 に つ き 540,000円

別表第11 中低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項を次のように改める。

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	申請に係る低炭素建築物新築等計画について、共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項において「共同住宅等」という。）及び一戸建ての住宅以外の建築物（以下この項において「非住宅建築物」という。）並びに共同住宅等に住宅以外	一戸建ての住宅		1 件につき 5,000円
		共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件につき 10,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件につき 20,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1 件につき 44,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上	1 件につき 78,000円

の部分を含んだ建築物（以下この項において「複合建築物」という。） の住宅以外の部分については建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、それ以外については住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性		トル以上のもの	
	非住宅建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 10,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 16,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 26,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 78,000円
		床面積の	1件につき

能評価機 関によ り、都 市の低 炭素 化の促 進に関 する法 律第 54条第 1項各 号に掲 げる基 準に適 合してい ると認 められ たもの である 場合又 はこれ に類す るもの として 市長が 定める ものが 提出さ れた場 合			合 計 が 5,000 平方メ ートル 以上 10,000 平方メ ートル 未満 のもの	124,000 円
			床面積の 合 計 が 10,000 平方メ ートル 以上 25,000 平方メ ートル 未満 のもの	1件につき 156,000 円
			床面積の 合 計 が 25,000 平方メ ートル 以上 のもの	1件につき 195,000 円
その他の 場合	一戸建 ての住 宅	建築物エ ネルギー 消費性能 基準等を 定める省 令（平成 28年 経済産業省 国土交通省 ^令 第1号） 第10条 第2号イ （2）及びロ	床面積の 合 計 が 200平 方メー トル未 満の もの	1件につき 17,000円

	(2)に規定する評価方法の場合	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 19,000円
	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に規定する評価方法の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 25,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 28,000円
	その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 34,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 37,000円
共同住宅等	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省	床面積の合計が300平方メートル	1件につき 32,000円

			令第10条 第2号イ	ル未満の もの	
			(2) 及びロ (2) に規定 する評価方 法の場合	床面積の 合計が 300平 方メー トル以 上 2,000 平方メ ートル未 満 のもの	1件につき 56,000円
				床面積の 合計が 2,000 平方メ ートル以 上 5,000 平方メ ートル未 満 のもの	1件につき 101,000 円
				床面積の 合計が 5,000 平方メ ートル以 上 のもの	1件につき 152,000 円
			建築物エネ ルギー消費 性能基準等 を定める省 令第10条 第2号イ	床面積の 合計が 300平 方メー トル未 満 のもの	1件につき 50,000 円
			(1) 及びロ (2) 又はイ (2) 及びロ (1) に規定	床面積の 合計が 300平 方メー トル未 満 のもの	1件につき 84,000 円

	する評価方法の場合	ル 以 上 2, 0 0 0 平方メー トル未満 のもの	
		床面積の 合 計 が 2, 0 0 0 平方メー トル以上 5, 0 0 0 平方メー トル未満 のもの	1 件につき 1 4 5, 0 0 0 円
		床面積の 合 計 が 5, 0 0 0 平方メー トル以上 のもの	1 件につき 2 1 2, 0 0 0 円
	そ の 他 の 場 合	床面積の 合 計 が 3 0 0 平 方メート ル未満の もの	1 件につき 6 7, 0 0 0 円
		床面積の 合 計 が 3 0 0 平 方メート ル 以 上 2, 0 0 0 平方メー トル未満 のもの	1 件につき 1 1 2, 0 0 0 円
		床面積の	1 件につき

		合 計 が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メー トル未満 のもの	191,000 円
		床面積の 合 計 が 5,000 平方メー トル以上 のもの	1 件につき 273,000 円
非 住 宅 建築物	建築物エ ネルギー 消費性能 基準等を 定める省 令第10 条第1号 イ(2)及び ロ(2)に規 定する評 価方法の 場合	床面積の 合 計 が 300平 方メート ル未満の もの	1 件につき 85,000円
		床面積の 合 計 が 300平 方メート ル 以 上 1,000 平方メー トル未満 のもの	1 件につき 108,000 円
		床面積の 合 計 が 1,000 平方メー トル以上 2,000 平方メー	1 件につき 142,000 円

				トル未満 のもの	
				床面積の 合計が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メー トル未満 のもの	1件につき 230,000 円
				床面積の 合計が 5,000 平方メー トル以上 10,000 平方メー トル未満 のもの	1件につき 300,000 円
				床面積の 合計が 10,000 平方メー トル以上 25,000 平方メー トル未満 のもの	1件につき 361,000 円
				床面積の 合計が 25,000 平方メー トル以上 のもの	1件につき 423,000 円
			その他の場	床面積の	1件につき

	合	合 計 が 3 0 0 平 方メート ル未満の もの	2 2 1, 0 0 0 円
		床面積の 合 計 が 3 0 0 平 方メート ル 以 上 1, 0 0 0 平方メー トル未満 のもの	1 件につき 2 7 7, 0 0 0 円
		床面積の 合 計 が 1, 0 0 0 平方メー トル以上 2, 0 0 0 平方メー トル未満 のもの	1 件につき 3 5 8, 0 0 0 円
		床面積の 合 計 が 2, 0 0 0 平方メー トル以上 5, 0 0 0 平方メー トル未満 のもの	1 件につき 5 1 1, 0 0 0 円
		床面積の 合 計 が 5, 0 0 0 平方メー	1 件につき 6 2 9, 0 0 0 円

			トル以上 10,000 平方メー トル未満 のもの	
			床面積の 合計が 10,000 平方メー トル以上 25,000 平方メー トル未満 のもの	1件につき 743,000 円
			床面積の 合計が 25,000 平方メー トル以上 のもの	1件につき 848,000 円
備考 1 複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分に区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額とする。 2 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に、別表第7の定めるところにより算定した建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の額を加算した額とする。				

別表第12を次のように改める。

別表第12

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料

手数料 の種類	区分			金額
建築物 エネルギー消 費性能 適合性 判定手 数料	一戸建 ての住 宅	建築物 エネル ギー消 費性能 基準等 を定め る省令 第1条 第1項 第2号 イ(2)及 びロ(2) に規定 する評 価方法 の場合	床面積の合計が200平方メー トル未満のもの	1件につき 17,000円
			床面積の合計が200平方メー トル以上のもの	1件につき 19,000円
		建築物 エネル ギー消 費性能 基準等 を定め る省令 第1条 第1項 第2号 イ(1)及 びロ(2) 又はイ (2)及び ロ(1)に 規定す る評価 方法の	床面積の合計が200平方メー トル未満のもの	1件につき 25,000円
			床面積の合計が200平方メー トル以上のもの	1件につき 28,000円

	場合		
	その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 34,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 37,000円
共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅（以下この表において「共同住宅等」という。）	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する評価方法の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 32,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 56,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 101,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 152,000円
	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 50,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 84,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 145,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 212,000円

	規定する評価方法の場合		
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 67,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 112,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 191,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 273,000円
建築物の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する評価方法の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 19,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 26,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 37,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 93,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 140,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 173,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 215,000円
	その他	床面積の合計が300平方メー	1件につき

染 処 理 場， ご み 焼 却 場 そ の 他 の 処 理 施 設 の 用 途 に 供 す る 建 築 物（以 下 こ の 表 に お い て 「 特 定 非 住 宅 建 築 物 」 と い う。）	の 場 合	トル未満のもの	23,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1 件 に つ き 30,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件 に つ き 42,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1 件 に つ き 99,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1 件 に つ き 147,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1 件 に つ き 181,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1 件 に つ き 224,000円
一 戸 建 て の 住 宅， 共 同 住 宅 等 及 び 特 定 非 住 宅 建 築 物 以 外 の 建 築 物 （ 以 下 こ の 表 に お い て 「 一 般 非 住 宅 建 築 物 」 と	建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 基 準 等 を 定 め る 省 令 第 1 条 第 1 項 第 1 号 ロ に 規 定 す る 評 価 方 法 の 場 合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件 に つ き 85,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1 件 に つ き 108,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件 に つ き 142,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1 件 に つ き 230,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1 件 に つ き 300,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1 件 に つ き 361,000円

い う。)		床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 423,000円
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 221,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 277,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 358,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 511,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 629,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 743,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 848,000円
備考			
1 共同住宅等に係る申請の場合であって、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で申請があったときの建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の床面積の合計とみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額とする。			
2 共同住宅等に住宅以外の部分を含んだ建築物（以下この表において「複合建築物」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分に区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分についてはその用途が工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは			

	処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設のみに供するものである場合にあっては特定非住宅建築物と、その他の場合にあっては一般非住宅建築物とそれぞれみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額とする。	
建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に関する適合性判定手数料		1 件につき 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
備考	1 共同住宅等に係る申請の場合であって、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で申請があったときの建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に関する適合性判定手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の床面積の合計とみなして、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。 2 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に関する適合性判定手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分に区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分についてはその用途が工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設のみに供するものである場合にあっては特定非住宅建築物と、その他の場合にあっては一般非住宅建築物とそれぞれみなして、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。	

建築物 エネルギー消費性能 確保計画の軽微な変更に関する証明書の 交付申請手数料	1 件につき 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額		
	備考 1 共同住宅等に係る申請の場合であって、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で申請があったときの建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の床面積の合計とみなして、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。 2 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分に区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分についてはその用途が工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設のみに供するものである場合にあっては特定非住宅建築物と、その他の場合にあっては一般非住宅建築物とそれぞれみなして、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額に2分の1を乗じて得た額とする。		
建築物 エネルギー消費性能 向上計画認定	申請に係る建築物 エネルギー消費性能 向上計画について、特定非住宅建築物及び一般非住宅建築物（以下こ	一戸建ての住宅 共同住宅等 床面積の合計が300平方メートル	1 件につき 5,000円 1 件につき 10,000円

申請手数料	の表において「非住宅建築物」という。)並びに複合建築物の住宅以外の部分については建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)により、それ以外については住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。)により、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合又はこれに類するものとして市		ル未満のもの	
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき20,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき44,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき78,000円
		非住宅建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき10,000円
			床面積の合計が300平方メートル	1件につき16,000円

長が定めるものが 提出された場合	ル 以 上 1, 0 0 0 平方メー トル未満 のもの	
	床面積の 合 計 が 1, 0 0 0 平方メー トル以上 2, 0 0 0 平方メー トル未満 のもの	1 件につき 2 6, 0 0 0 円
	床面積の 合 計 が 2, 0 0 0 平方メー トル以上 5, 0 0 0 平方メー トル未満 のもの	1 件につき 7 8, 0 0 0 円
	床面積の 合 計 が 5, 0 0 0 平方メー トル以上 10, 0 0 0 平方メー トル未満 のもの	1 件につき 1 2 4, 0 0 0 円
	床面積の 合 計 が 10, 0 0 0 平方メー	1 件につき 1 5 6, 0 0 0 円

			トル以上 25,000 平方メー トル未満 のもの	
			床面積の 合計が 25,000 平方メー トル以上 のもの	1件につき 195,000 円
その他の場合	一戸建 ての住 宅	建築物エ ネルギー 消費性能 基準等を 定める省 令第10 条第2号 イ(2)及 びロ(2) に規定す る評価方 法の場合	床面積の 合計が 200平 方メート ル未満の もの	1件につき 17,000円
			床面積の 合計が 200平 方メート ル以上の もの	1件につき 19,000円
		建築物エ ネルギー 消費性能 基準等を 定める省 令第10 条第2号 イ(1)及 びロ(2) 又はイ (2)及び ロ(1)に 規定する	床面積の 合計が 200平 方メート ル未満の もの	1件につき 25,000円
			床面積の 合計が 200平 方メート ル以上の もの	1件につき 28,000円

	評価方法 の場合		
	その他の 場合	床面積の 合 計 が 2 0 0 平 方メート ル未満の もの	1 件につき 3 4, 0 0 0 円
		床面積の 合 計 が 2 0 0 平 方メート ル以上の もの	1 件につき 3 7, 0 0 0 円
共同住 宅等	建築物エ ネルギー 消費性能 基準等を 定める省 令第10 条第2号 イ(2)及 びロ(2) に規定す る評価方 法の場合	床面積の 合 計 が 3 0 0 平 方メート ル未満の もの	1 件につき 3 2, 0 0 0 円
		床面積の 合 計 が 3 0 0 平 方メート ル 以 上 2, 0 0 0 平方メー トル未満 のもの	1 件につき 5 6, 0 0 0 円
		床面積の 合 計 が 2, 0 0 0 平方メー トル以上 5, 0 0 0	1 件につき 1 0 1, 0 0 0 円

	平方メートル未満のもの	
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 152,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に規定する評価方法の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 50,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 84,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 145,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 212,000円

		平方メートル以上のもの	
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき67,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき112,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき191,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき273,000円
非住宅建築物	建築物エネルギー消費性能	床面積の合計が300平	1件につき85,000円

基準等を 定める省 令第10 条第1号 イ(2)及 びロ(2) に規定す る評価方 法の場合	方メート ル未満の もの	
	床面積の 合計が 300平 方メート ル以上 1,000 平方メー トル未満 のもの	1件につき 108,000 円
	床面積の 合計が 1,000 平方メー トル以上 2,000 平方メー トル未満 のもの	1件につき 142,000 円
	床面積の 合計が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メー トル未満 のもの	1件につき 230,000 円
	床面積の 合計が 5,000 平方メー トル以上 10,000 平方メー	1件につき 300,000 円

	トル未満 のもの	
	床面積の 合 計 が 10,000 平方メー トル以上 25,000 平方メー トル未満 のもの	1 件につき 361,000 円
	床面積の 合 計 が 25,000 平方メー トル以上 のもの	1 件につき 423,000 円
その他の 場合	床面積の 合 計 が 300平 方メート ル未満の もの	1 件につき 221,000 円
	床面積の 合 計 が 300平 方メート ル 以 上 1,000 平方メー トル未満 のもの	1 件につき 277,000 円
	床面積の 合 計 が 1,000 平方メー	1 件につき 358,000 円

トル以上 2,000 平方メー トル未満 のもの	
床面積の 合 計 が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メー トル未満 のもの	1 件につき 511,000 円
床面積の 合 計 が 5,000 平方メー トル以上 10,000 平方メー トル未満 のもの	1 件につき 629,000 円
床面積の 合 計 が 10,000 平方メー トル以上 25,000 平方メー トル未満 のもの	1 件につき 743,000 円
床面積の 合 計 が 25,000 平方メー トル以上	1 件につき 848,000 円

			のもの
備考	1 共同住宅等に係る認定の申請の場合であって、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で申請があったときの建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の床面積の合計とみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額とする。 2 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分に区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一户建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額とする。 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項について記載があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物ごとにそれぞれ申請されたものとみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額とする。 4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に、別表第7の定めるところにより算定した建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の額を加算した額とする。		
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料		1件につき 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額	
備考			

	1 共同住宅等に係る認定の申請の場合であって、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で申請があったときの建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の床面積の合計とみなして、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。 2 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分に区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額に2分の1を乗じて得た額とする。 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項について記載があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物ごとにそれぞれ申請されたものとみなして、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額に2分の1を乗じて得た額とする。 4 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の備考の4の規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出があった場合について準用する。
--	--

別表第16を次のように改める。

別表第16

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）関係手数料

手数料の種類	区分	金額
中間検査申請 手数料	盛土又は切土をする土地の面積が 3,000平方メートル以内のもの	1 件 に つ き 3,300円
	盛土又は切土をする土地の面積が 3,000平方メートルを超え 20,000平方メートル以内の	1 件 に つ き 6,200円

もの	
盛土又は切土をする土地の面積が 20,000平方メートルを超え 40,000平方メートル以内の もの	1 件 に つ き 11,900円
盛土又は切土をする土地の面積が 40,000平方メートルを超え 70,000平方メートル以内の もの	1 件 に つ き 23,300円
盛土又は切土をする土地の面積が 70,000平方メートルを超え 100,000平方メートル以内 のもの	1 件 に つ き 40,500円
盛土又は切土をする土地の面積が 100,000平方メートルを超 えるもの	1 件 に つ き 57,700円

別表第20を別表第21とし、別表第19を別表第20とし、別表第18を別表第19とし、別表第17を別表第18とし、別表第16の次に次の別表を加える。

別表第17

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による
改正前の宅地造成等規制法関係手数料

手数料の種類	金額
宅地造成工事 計画変更許可 申請手数料	1件につき 次に掲げる額を合算した額（その額が420,000円を超える場合にあっては、420,000円） (1) 宅地造成に関する工事の設計の変更（(2)に規定する変更のみに該当する場合を除く。） 次に掲げる変更前の切土又は盛土をする土地の面積（(2)に規定する変更がない場合であって、切土又は盛土をする土地の縮小を伴うときは、縮小後の切土又は盛土をする土地の面積）の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 500平方メートル以内のもの 1,200円 イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 2,100円 ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以

	内のもの 3, 100円 エ 2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のもの 4, 700円 オ 5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内のもの 6, 700円 カ 10, 000平方メートルを超え20, 000平方メートル以内のもの 11, 000円 キ 20, 000平方メートルを超え40, 000平方メートル以内のもの 17, 000円 ク 40, 000平方メートルを超え70, 000平方メートル以内のもの 25, 000円 ケ 70, 000平方メートルを超え100, 000平方メートル以内のもの 34, 000円 コ 100, 000平方メートルを超えるもの 42, 000円 (2) 切土又は盛土をする新たな土地に係る宅地造成に関する工事の設計の変更 当該切土又は盛土をする新たな土地の面積に応じ, (1)に定める額に10を乗じて得た額 (3) その他の変更 10, 000円
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条及び別表第16の改正規定並びに別表第20を別表第21とし、別表第19を別表第20とし、別表第18を別表第19とし、別表第17を別表第18とし、別表第16の次に別表を加える改正規定は、同年5月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条第3項若しくは第4項（これらの規定を同法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた者であって、建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、建築設備の設置又は工作物の築造の工事に着手しているものに係るこの条例による改正後の成田市手数料条例（以下「改正後の条例」という。）別表第7の規定の適用については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 8 号

成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例及び成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正するについて

成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成 26 年条例第 28 号）及び成田市家庭的保育事業等の設備及び
運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 29 号）の一部を次のよう
に改正する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例及び成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

(成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部改正)

第1条 成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号に規定する代替保育の連携及び協力を行う者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携及び協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育の連携及び協力を行う者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育の連携及び協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育の連携及び協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育の連携及び協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育の連携及び協力を行う者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件を満たすときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができ

る。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援の連携及び協力を行う者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援の連携及び協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援の連携及び協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号に規定する保育内容支援の連携及び協力を行う者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携及び協力を行うものをいう。

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

（成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号に規定する代替保育の連携及び協力を行う者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携及び協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第7条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育の連携及び協力を行う者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育の連携及び協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育の連携及び協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生

じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育の連携及び協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育の連携及び協力を行う者の確保が著しく困難であること。

第7条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件を満たすときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援の連携及び協力を行う者を適切に確保すること。

- (2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援の連携及び協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援の連携及び協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号に規定する保育内容支援の連携及び協力を行う者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携及び協力を行うものをいう。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例附則第5項の改正規定及び第2条中成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定
するについて

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定
する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

成田市長 小 泉 一 成

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(成田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 成田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第57号)の一部を次のように改正する。

第151条第13項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第10号

成田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を
制定するについて

成田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次の
ように制定する。

令和7年2月21日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 乳児等通園支援事業の区分（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。
- (2) 保育所 法第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第10項の規定による公示がされたものを除く。）をいう。
- (3) 認定こども園 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (4) 家庭的保育事業等 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を含む。）及び法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設であって、法第34条の15第2項の認可を受けたものをいう。
- (5) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第10項の規定による公示がされたものを除く。）をいう。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、市長の監督に属する乳児等通園支援事業を利用している乳児（満1歳に満たない者をいう。以下同じ。）又は幼児であって満3歳未満のもの（法第6条の3第23項に規定する内閣府令で定めるものを除く。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が適切な遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助（以下「乳児等通園支援」という。）を行うことにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（一般原則）

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその行う乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造及び設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（非常災害対策）

第7条 乳児等通園支援事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、前項の訓練のうち、消火訓練及び避難訓練を、少なくとも毎月1回行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(職員の一般的要件)

第10条 乳児等通園支援事業において利用乳幼児の乳児等通園支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について

訓練を受けたものでなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員と兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児に食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営に

ついでにの重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、当該乳児等通園支援の提供に係る市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 乳児等通園支援事業の区分

第21条 乳児等通園支援事業の区分は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 前項に規定する一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 第1項に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こ

も園又は家庭的保育事業等を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業 (設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規

		定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項に規定する構造の屋内階段である場合においては、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じており、かつ、同項第3号、第4号及び第10号に規定する構造であるものに限る。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、

当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は本市に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この号及び次号において「保育所等」という。）と

が一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第85号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年千葉県条例第64号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第41号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事

業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 11 号

成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例（平成 10 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例（平成１０年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第３条の表中成田市成田第二児童ホームの項の次に次のように加える。

成田市成田第三児童ホーム	成田市幸町９４８番地１	４０人
--------------	-------------	-----

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- ２ 市長は、この条例の施行の日前においても、成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例第８条の許可その他の手続に関し必要な準備行為をすることができる。

議案第 12 号

成田市国民健康保険税条例の一部を改正するについて

成田市国民健康保険税条例（昭和 34 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

成田市国民健康保険税条例（昭和34年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.59」を「100分の6.81」に改める。

第4条中「21,000円」を「22,100円」に改める。

第5条第1号中「18,100円」を「19,100円」に改め、同条第2号中「9,050円」を「9,550円」に改め、同条第3号中「13,575円」を「14,325円」に改める。

第6条中「100分の1.95」を「100分の2.13」に改める。

第7条中「7,900円」を「8,700円」に改める。

第8条中「100分の1.72」を「100分の1.77」に改める。

第9条中「15,300円」を「15,700円」に改める。

第21条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第1号ア中「14,700円」を「15,470円」に改め、同号イ(7)中「12,670円」を「13,370円」に改め、同号イ(イ)中「6,335円」を「6,685円」に改め、同号イ(ウ)中「9,503円」を「10,028円」に改め、同号ウ中「5,530円」を「6,090円」に改め、同号エ中「10,710円」を「10,990円」に改め、同項第2号ア中「10,500円」を「11,050円」に改め、同号イ(7)中「9,050円」を「9,550円」に改め、同号イ(イ)中「4,525円」を「4,775円」に改め、同号イ(ウ)中「6,788円」を「7,163円」に改め、同号ウ中「3,950円」を「4,350円」に改め、同号エ中「7,650円」を「7,850円」に改め、同項第3号ア中「4,200円」を「4,420円」に改め、同号イ(7)中「3,620円」を「3,820円」に改め、同号イ(イ)中「1,810円」を「1,910円」に改め、同号イ(ウ)中「2,715円」を「2,865円」に改め、同号ウ中

「1, 580円」を「1, 740円」に改め、同号エ中「3, 060円」を「3, 140円」に改め、同条第2項第1号ア中「3, 150円」を「3, 315円」に改め、同号イ中「5, 250円」を「5, 525円」に改め、同号ウ中「8, 400円」を「8, 840円」に改め、同号エ中「10, 500円」を「11, 050円」に改め、同項第2号ア中「1, 185円」を「1, 305円」に改め、同号イ中「1, 975円」を「2, 175円」に改め、同号ウ中「3, 160円」を「3, 480円」に改め、同号エ中「3, 950円」を「4, 350円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の成田市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 13 号

成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについ
て

成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例（昭和 56 年条例第 27 号）
の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例（昭和５６年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

別表第５中御林集会施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第14号

成田市残さず食べよう！^{さんまる}30・^{いちまる}10運動の推進に関する条例を制定する
について

成田市残さず食べよう！^{さんまる}30・^{いちまる}10運動の推進に関する条例を次のように制定する。

令和7年2月21日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市残さず食べよう！^{さんまる いちまる}30・10運動の推進に関する条例

本市は、歴史と伝統に育まれた門前町と世界に通ずる成田国際空港を擁し、国内外から多くの人々が来訪する観光都市及び国際空港都市として、多くの人々が市内の飲食店等において、成田の伝統的な食文化に親しみ、食事を共にすることにより、交流する機会に恵まれている。

一方で、私たちの生活においては、まだ食べることができる大量の食品が消費の段階で日常的に廃棄されており、持続可能な社会の形成を図るという観点からは、廃棄されるこのような食品の削減を推進することが求められている。

こうした認識の下、多くの人々が集まる会食等において、提供された食事を食べることがないまま廃棄されることがないように、おいしい食べきりを呼び掛ける「残さず食べよう！^{さんまる いちまる}30・10運動」の推進を通じて、自然の恵みに感謝するとともに、食べきりの意識の醸成とその定着を図ることにより、食事に対する行動の変化を促進し、もって廃棄される食品の発生の抑制に資するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、市、事業者及び市民等がそれぞれの責務又は役割に応じた連携の下、残さず食べよう！^{さんまる いちまる}30・10運動の推進を通じて、食べきりの意識の醸成とその定着を図ることにより、食事に対する行動の変化を促進し、もって廃棄される食品の発生の抑制に資することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 残さず食べよう！^{さんまる いちまる}30・10運動 多数の者が集まる会食等において、会食等の開始後30分間にあっては自席で料理を味わう時間を、会食等の終了前10分間にあっては自席に戻り再度料理を楽しむ時間を設けることで、提供された食事の食べきりを呼び掛ける取組をいう。
- (2) 事業者 市内において飲食店業その他食事の提供を伴う事業を行う者であって、多数の者が集まる会食等における食事を提供するものをいう。
- (3) 市民等 本市に居住し、通勤し、若しくは通学し、又は観光等により本市に滞在する者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、残さず食べよう！^{さんまる いちまる}30・10運動を推進するため、必要な施策を実施する。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動において、残さず食べよう！^{さんまる いちまる}30・10運動

を推進するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、多数の者が集まる会食等に参加する場合において、残さず
食べよう！30・10運動に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 1 5 号

成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の一部を改正する
について

成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例（平成 1 6 年条例第
1 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の一部を改正する 条例

成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例（平成16年条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

成田市土地の埋立て等による土砂等の土質の規制に関する条例

目次中「第6条」を「第7条」に，「第7条―第31条」を「第8条―第30条」に，「第32条―第37条」を「第31条―第36条」に，「第38条―第41条」を「第37条―第40条」に改める。

第1条中「並びに土砂等の土質」を削り，「自然環境及び生活環境を保全するとともに災害の発生を未然に」を「土壌の汚染を」に改める。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 土砂等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のもので，土地の埋立て，盛土及び堆積行為の用に供するものをいう。
- (2) 特定事業区域 特定事業を行う土地の区域をいう。
- (3) 事業主 特定事業に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- (4) 工事施行者 特定事業に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

第3条第1項中「事業主等」を「事業主及び工事施行者」に改め，「及び災害の発生」を削り，同条第2項中「事業主等」を「事業主及び工事施行者」に改める。

第7条を削り，第1章中第6条を第7条とする。

第5条第2項を削り，同条を第6条とする。

第4条中「残土」を「土砂等」に改め，同条を第5条とし，第3条の次に次の1条を加える。

（土地の所有者の責務）

第4条 土地の所有者は、特定事業を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該特定事業による土壌の汚染が発生するおそれのないことを確認し、当該おそれのある特定事業を行う者に対して当該土地を提供することがないようにしなければならない。

第8条及び第9条を次のように改める。

(土質に関する許可等)

第8条 事業主は、次に掲げるものを除き、特定事業であつて特定事業区域の面積が500平方メートル以上のものを行おうとするときは、あらかじめ特定事業区域ごとに市長の許可を受けなければならない。

(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う特定事業（第15条第1号において「公共特定事業」という。）

(2) 他の場所への搬出を目的として行う土砂等の堆積行為（一定期間の経過後に土砂等を除却するものに限る。）

(3) 通常の管理行為として行う特定事業で規則で定めるもの

2 市長は、前項の許可をするときは、生活環境の保全を図るため、必要な条件を付することができる。

(特定事業に係る土地所有者等の同意)

第9条 前条第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、次条第1項第1号から第11号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

2 前項に定めるもののほか、前条第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地につき当該特定事業の施行の妨げとなる権利を有する者（前項に規定する土地の所有者を除く。）の同意を得なければならない。

第10条第1項中「事業主等は、第7条第1項」を「事業主は、第8条第1項」に、「第9号」を「第10号」に、「第10号から第13号まで」を「第11号及び第12号」に改め、「前条第2項の規定による通知」を削り、同項第1号中「氏名又は」を「事業主の氏名又は」に改め、同項中第11号を削り、第10号を第11号とし、第9号を削り、第8号を第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

(9) 特定事業区域の表土の地質の状況（表土と特定事業に使用する土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）

第10条第1項中第7号を削り、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、

第4号を第6号とし、同項第3号中「（一時堆積特定事業の場合にあっては、搬入及び搬出）」を削り、同号を同項第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 工事施行者の氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

第10条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定事業の目的

第10条第1項第12号を次のように改める。

(12) 前条に規定する同意を得たことを証する書面

第10条第1項第13号を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前各項」を「前項」に、「事業主等」を「事業主」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項から第6項までを削る。

第11条第1項中「第7条第1項の許可の」を「第8条第1項の許可の」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 第9条に規定する同意を得ていること。

第11条第1項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を削り、同項第6号中「（一時堆積特定事業の場合にあっては、1年）」を削り、同号を同項第3号とし、同項中第7号を第4号とし、同項第8号ただし書を削り、同号を同項第5号とし、同項第9号中「前条第1項第6号」を「前条第1項第8号」に、「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第10号を削り、第11号を第7号とし、第12号及び第13号を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第12条を削る。

第13条第1項中「事業主等」を「事業主（以下「許可事業主」という。）」に、「を変更しよう」を「について変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしよう」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第9条の規定を準用する。

第13条第2項中「事業主等」を「許可事業主」に改め、同項第1号中「氏名又は」を「許可事業主の氏名又は」に改め、同条第3項中「事業主等」を

「許可事業主」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 許可事業主は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、変更をした日から起算して7日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に届け出なければならない。

(1) 許可事業主の氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 変更の内容及びその理由

第13条を第12条とする。

第14条中「第7条第1項若しくは第8条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした事業主等（以下「許可事業主等」という。）」を「許可事業主」に、「当該許可又は届出」を「その許可」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「許可事業主等」を「許可事業主」に改め、「又は届出」を削り、同条を第14条とする。

第16条中「許可事業主等」を「許可事業主」に改め、「又は届出」を削り、「の発生場所」を「が発生し、又は採取された場所（以下「発生場所」という。）」に改め、同条第2号中「採取土砂」を「採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）、千葉県土採取条例（昭和49年千葉県条例第1号）その他の法令及び条例に基づき許可又は認可がなされた採取場から採取された土砂」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条を第15条とする。

第17条第1項中「第7条第1項又は第8条第1項の許可を受けた事業主等は、当該」を「許可事業主は、その」に改め、同条第2項中「第7条第1項の許可を受けた事業主等は、当該」を「許可事業主は、その」に改め、同条を第16条とする。

第18条第1項中「許可事業主等」を「許可事業主」に改め、「又は届出」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「許可事業主等」を「許可事業主」に改め、「又は届出」を削り、「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第17条とする。

第19条第1項中「許可事業主等」を「許可事業主」に改め、「又は届出」

及び「（当該許可に係る特定事業が一時堆積特定事業の場合にあつては、特定事業場）」を削り、同条第２項中「許可事業主等」を「許可事業主」に改め、「又は届出」及び「土砂等の搬入を停止し、」を削り、同条に次の１項を加える。

- ３ 前項に規定する場合において、許可事業主は、直ちに土砂等の搬入を停止しなければならない。

第１９条を第１８条とする。

第２０条第１項及び第２項を削り、同条第３項中「許可事業主等」を「許可事業主」に改め、「又は届出」を削り、「廃止した」を「廃止し、又は休止した」に、「遅滞なく」を「廃止した日又は休止した日から起算して７日以内に」に改め、「（当該規則で定める図面のうち第１項本文の規定により添付したものを除く。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、休止をしようとする期間が２月未満であるときは、届け出を要しない。

第２０条第３項を同条第１項とし、同条第４項中「前項」を「前項本文」に改め、「よる」の次に「廃止に係る」を加え、「第７条第１項又は」を削り、同項を同条第２項とし、同条第５項中「第３項」を「第１項本文」に改め、「及び第１項本文の措置が講じられているかどうか」を削り、「許可事業主等」を「許可事業主」に改め、同項を同条第３項とし、同条第６項中「又は当該特定事業に使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨」を削り、「許可事業主等は、当該土砂等」を「許可事業主は、当該土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）」に、「当該措置」を「当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置」に改め、同項を同条第４項とし、同条を第１９条とする。

第２１条第１項及び第２項を削り、同条第３項中「許可事業主等」を「許可事業主」に改め、「又は届出」を削り、「遅滞なく」を「完了した日から起算して７日以内に」に改め、「（当該規則で定める図面のうち第１項本文の規定により添付したものを除く。）」を削り、同項を同条第１項とし、同条第４項中「第７条第１項若しくは」及び「又は同条第２項の規定による届出」を削り、「許可事業主等」を「許可事業主」に改め、同項を同条第２項とし、同条第５項中「又は当該届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨」を削り、

「許可事業主等は、当該土砂等」を「許可事業主は、当該土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）」に、「当該措置」を「当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第20条とする。

第22条第1項を次のように改める。

許可事業主は、その許可に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならない。

第22条第2項を削り、同条第3項中「許可事業主等」を「許可事業主」に改め、「又は届出」を削り、「遅滞なく」を「終了した日から起算して7日以内に」に改め、「（当該規則で定める図面のうち第1項の規定により添付したものを除く。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第1項の措置が講じられているかどうか」を削り、「許可事業主等」を「許可事業主」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「又は当該届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨」を削り、「許可事業主等は、当該土砂等」を「許可事業主は、当該土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）」に、「当該措置」を「当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置」に改め、同項を同条第4項とし、同条を第21条とする。

第23条第1項中「第7条第1項の許可を受けた事業主等から当該」を「許可事業主からその」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第9条の規定を準用する。

第23条第2項第1号中「氏名又は」を「許可事業主の氏名又は」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第4項中「第11条」の次に「（第1号に係る部分に限る。）」を加え、「（第1項第1号に係る部分に限る。）」を削り、同条第5項中「第7条第1項の許可を受けた事業主等」を「許可事業主」に改め、同条第6項及び第7項を削り、同条を第22条とする。

第24条第1項中「許可事業主等」を「許可事業主」に改め、「又は届出」及び「若しくは届出」を削り、同条第2項中「許可事業主等」を「許可事業主」に、「遅滞なく」を「承継した日から起算して7日以内に」に改め、同条を第23条とする。

第25条第1項を削り、同条第2項中「許可事業主等」を「許可事業主」に、「の停止並びに当該土砂等の撤去及び当該土砂等の搬入」を「を停止し、又は当該特定事業に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）を撤去し、若しくは当該特定事業」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第7条第1項、第8条第1項、第12条第1項又は第13条第1項」を「第8条第1項又は第12条第1項」に、「の撤去」を「（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきこと」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

（特定事業に係る土地の所有者の義務）

第25条 土地の所有者は、第9条第1項（第12条第1項及び第22条第1項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の同意をしようとするときは、第10条第1項第1号から第11号までに掲げる事項を確認しなければならない。

- 2 第9条第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌の汚染が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し、当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。

第26条を次のように改める。

（特定事業に係る土地の所有者に対する措置命令）

第26条 市長は、特定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、当該特定事業に係る第9条第1項の同意をした土地の所有者に対し、当該特定事業に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第27条第1項中「第8条第1項の許可を受けた事業主等」を「許可事業主」に、「、当該」を「、その」に改め、同項第1号及び第2号中「第13条第1項」を「第12条第1項」に改め、同項第3号中「第16条から第19条」を「第15条から第18条」に、「第35条第2項」を「第34条第2項」に改め、同項第4号中「第25条第2項」を「第24条第1項」に改め、同条第2項中「事業主等」を「事業主」に、「を撤去し」を「（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）を撤去し、又は当該

特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執ら」に改める。

第28条中「第20条第6項、第21条第5項、第22条第5項、第26条第2項」を「第19条第4項、第20条第3項、第21条第4項」に、「事業主等」を「事業主」に、「の撤去又は崩落、飛散若しくは流出による災害の発生」を「（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染」に改める。

第29条第1項中「許可事業主等」を「許可事業主」に改め、「又は届出」を削り、「第20条第3項」を「第19条第1項本文」に、「第21条第3項」を「第20条第1項」に、「第22条第3項」を「第21条第2項」に改め、「第26条第1項若しくは」を削り、同条第2項中「許可事業主等は、第18条」を「許可事業主は、第17条」に改める。

第30条を次のように改める。

（安全基準に適合しない土砂等による特定事業の禁止等）

第30条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、特定事業を行ってはならない。

2 市長は、特定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該特定事業を行っている者に対し、直ちに当該特定事業を停止し、又は現状を保全するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 市長は、特定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、当該特定事業を行い、又は行った者（許可事業主を除く。）に対し、当該特定事業に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第31条を削る。

第32条中「事業主等」を「事業主及び工事施行者」に改め、第3章中同条を第31条とする。

第33条第1項中「事業主等」を「事業主及び工事施行者」に改め、「特定事業場」を削り、同条を第32条とし、第34条を第33条とする。

第35条第1項中「第7条第1項若しくは」及び「又は同条第2項の規定による届出」を削り、同条第2項中「許可事業主等」を「許可事業主」に改め、「若しくは届出」を削り、「第18条」を「第17条」に改め、同条を第34条とする。

第36条第1項を削り、同条第2項中「第13条第1項」を「第12条第1項」に、「事業主等」を「事業主」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第23条第1項」を「第22条第1項」に、「事業主等」を「事業主」に、「28,000円」を「5,000円」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

- 3 手数料の納付後において、申請事項を変更し、又は取り消しても既に納付した手数料は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第36条を第35条とし、第37条を第36条とする。

第38条第1号中「第7条第1項、第8条第1項、第12条第1項、第13条第1項又は第23条第1項」を「第8条第1項、第12条第1項又は第22条第1項」に、「事業主等」を「者」に改め、同条第2号中「第14条」を「第13条」に、「事業主等」を「者」に改め、同条第3号中「第25条第1項、第2項若しくは第3項、第28条、第30条第2項又は第31条第2項」を「第24条第1項若しくは第2項、第26条、第28条又は第30条第2項若しくは第3項」に、「事業主等」を「者」に改め、第4章中同条を第37条とする。

第39条第1号中「第16条本文」を「第15条の規定に違反して、同条本文」に、「した事業主等」を「して、土砂等を搬入した者」に改め、同条第2号中「第18条第1項又は第2項」を「第17条第1項」に、「事業主等」を「者」に改め、同条第3号中「第18条第3項本文、第19条第1項若しくは第2項又は第32条」を「第17条第2項本文、第18条第1項若しくは第2項又は第31条」に、「事業主等」を「者」に改め、同条第4号中「事業主等」を「者」に改め、同条第5号中「第33条第1項」を「第32条第1項」に、「事業主等」を「者」に改め、同条を第38条とする。

第40条第1号中「第12条第8項、第15条、第20条第3項、第21条第3項、第22条第3項、第23条第7項又は第24条第2項」を「第12条第4項、第14条、第19条第1項本文、第20条第1項、第21条第2項又

は第23条第2項」に、「事業主等」を「者」に改め、同条第2号中「第17条第1項又は第2項」を「第16条第1項又は第2項」に、「事業主等」を「者」に改め、同条第3号中「事業主等」を「者」に改め、同条を第39条とし、第41条を第40条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年5月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第7条第1項若しくは第8条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者に係る当該許可又は届出に係る特定事業（改正前の条例第1条に規定する特定事業をいう。）及び土砂等（改正前の条例第2条第1号に規定する土砂等をいう。）の土質に関する規制については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第35条の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る手数料について適用する。

(罰則に関する経過措置)

- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 16 号

成田市が管理する都市公園に係る高齢者，障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正するについて

成田市が管理する都市公園に係る高齢者，障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市が管理する都市公園に係る高齢者，障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

成田市が管理する都市公園に係る高齢者，障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年条例第67号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は，令和7年6月1日から施行する。

議案第 17 号

成田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例
の一部を改正する条例の一部を改正するについて

成田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一
部を改正する条例（令和 6 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例
の一部を改正する条例の一部を改正する条例

成田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項に 1 号を加える改正規定及び第 5 条第 1 項に 2 号を加える改正規定中「第 3 4 条第 1 項及び第 2 項」を「第 3 7 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第18号

いずみ聖地公園合葬式墓地新築工事（建築工事）請負契約の変更について

下記のとおり契約を変更する。

令和7年2月21日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 契 約 金 196,900,000円
- 2 変更のための増額 14,440,800円
- 3 変更後の契約金 211,340,800円
- 4 変 更 の 理 由 外構工事の中で整備する予定としていた献花台等について、建築工事の中で整備することとしたこと、令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置等に伴う増額のため

議案第18号資料

変更前の契約について

- 1 契約の目的 いずみ聖地公園合葬式墓地新築工事（建築工事）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契 約 金 196,900,000円
- 4 契約の相手方 千葉県千葉市中央区松波二丁目4番13号
白井興業株式会社
代表取締役 白 井 一 幸

議案第 19 号

市有財産の取得について

下記のとおり財産を取得する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 取得する財産 消防吏員用防火被服（次頁のとおり）
- 2 数 量 次頁のとおり
- 3 取 得 日 令和 12 年 10 月 1 日（予定）
- 4 契 約 の 方 法 制限付一般競争入札
- 5 取 得 価 額 28,815,600 円
- 6 契約の相手方 千葉県千葉市中央区新町 3 番地 13
FLCS 株式会社 千葉支店
支店長 井 啓 佳

消防吏員用防火被服（品名及び数量）

N o	品 名	数 量
1	防火服上衣	9 0
2	防火服ズボン	9 0
3	防火保安帽（消防隊用）	9 0
4	防火保安帽（救助隊用）	3 0
5	防火保安帽（指揮隊用）	1 2
6	しころ	9 0
7	防火靴	9 0
8	クールベスト	9 0
合 計		5 8 2

議案第20号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第3項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和7年2月21日提出

成田市長 小 泉 一 成

専 決 処 分 書

令和 6 年度成田市一般会計補正予算（第 7 号）を別冊のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月 2 1 日

成田市長 小 泉 一 成